

第七回国会 人事委員会 議録 第十九号

(六九五)

昭和二十五年四月十八日(火曜日)

午後二時四十五分開議

出席委員

委員長 星島 二郎君

理事 小平 久雄君 理事 玉置 實君

理事 藤枝 泉介君 理事 成田 知己君

廣川 明貞君 上林山榮吉君

廣川 弘禪君 寺島隆太郎君

松澤 兼人君

出席國務大臣

國務大臣 増田甲子七君

委員外の出席者

専門員 中御門經民君

専門員 安倍 三郎君

三月三十一日

委員中村純一君、藤枝泉介君及び船越弘君辞任につき、その補欠として上林山榮吉君、山口六郎次君及び廣川弘禪君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

委員山口六郎次君辞任につき、その補欠として藤枝泉介君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員藤井平治君辞任につき、その補欠として今村長太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員今村長太郎君及び玉置實君辞任につき、その補欠として藤井平治君及び河原伊三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員河原伊三郎君辞任につき、その補欠として玉置實君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員川上貫一君辞任につき、その補欠として米原昶君が議長の指名で委員に選任された。

同日

藤枝泉介君及び玉置實君が理事に補欠当選した。

四月十三日

一般職の職員との給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一六九号)

同月一日

公務員の交通費支給方法制化に関する請願(成田知己君紹介)(第二〇六一号)

同(土橋一吉君紹介)(第二一四五号)

特別調達庁職員に特別職給表設定に関する請願(成田知己君紹介)(第二〇六二号)

同(土橋一吉君紹介)(第二一四六号)

公務員の給与改訂に関する請願(成田知己君紹介)(第二〇六三号)

同(土橋一吉君紹介)(第二一四七号)

公務員に超過勤務手当完全支給の請願(土橋一吉君紹介)(第二一四八号)

同月六日

船舶公団外二公団廃止に伴う職員の退職手当に関する請願(成田知己君紹介)(第二一七二号)

同月十二日

閉鎖機関整理委員会外三政府機関職員の退職手当制度確立に関する請願(松澤兼人君外一名紹介)(第二四二二号)

鴻巣町の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願(石野久男君紹介)(第二四三三三号)

同月十七日

労働基準行政職員に特別俸給表適用の請願(石野久男君外二名紹介)(第二五五六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月七日

公務員の給与改訂に関する陳情書外十八件(鳥根県教職員組合邑智支部長田中秀賢外二十九名)(第七〇六号)

同外五件(福井県教員郵便局従業員組合長武川茂外百三名)(第七二二二号)

同(福井市福井郵便局従業員組合長南部高松)(第七四三三三号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

一般職の職員との給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一六九号)

〇星島委員長 これより人事委員会を開会いたします。

議事に入る前にまずお知らせいたします

ておくことがあります。

去る四月十三日、一般職の職員との給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一六九号)の審査を、本委員会に付託されました。

また去る三月三十一日、中村純一君、藤枝泉介君及び船越弘君がそれぞれ委員を辞任せられ、上林山榮吉君、山口六郎次君及び廣川弘禪君がそれぞれ新たに委員となられ、去る四月一日には山口六郎次君が委員を辞任せられ、藤枝泉介君が再び委員となられ、去る七日には藤井平治君が委員を辞任せられ、今村長太郎君が新たに委員となられ、去る八日には今村長太郎君及び玉置實君がそれぞれ委員を辞任せられ、藤井平治君及び河原伊三郎君がそれぞれ新たに委員となられ、去る十日には河原伊三郎君が委員を辞任せられ、玉置實君が再び委員となられ、本十八日には川上貫一君が委員を辞任せられ、米原昶君が新たに委員となられました。以上お知らせいたしておきます。

次にお語りいただきたいことがあります。去る三月三十一日委員を辞任せられた藤枝泉介君及び去る四月八日委員を辞任せられた玉置實君は、ともに理事でありましたので、理事二名が欠員となっており、この際理事二名の補欠選任を行いたいと思っておりますが、これは先例によりまして、選挙の手續を省略し、委員長において指名するに御異議はありませんか。

〇星島委員長 ただいまより一般職の職員との給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一六九号)を議題として、その審査に入ります。まず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。増田官房長官。

一般職の職員との給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員との給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第二条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

〇星島委員長 御異議なしと認めます。それでは去る四月一日再び委員となられた藤枝泉介君及び去る十日再び委員となられた玉置實君をそれぞれ再び理事に指名いたします。

の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に改める。

第三条 船舶運賃の船員の給与基準の設定及び船舶運賃の役員に對する特別手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

附則第六項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の新給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」に改める。

○増田国務大臣 一般職の職員の新給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府職員の新給与実施に関する法律が去る三月三十一日失効いたしました。それにかわる一般職の職員の新給与に関する法律が、去る四月一日新たに制定施行されたので、これに伴いまして関係法律の整理が必要となつたのであります。

すなわち裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律においては、その諸手当等の給与基準を定められた中に、それ／＼「政府職員の新給与実施に関する法律」による超過勤務手当、休日給、夜勤手当は、これを支給しない」と規定しており、また船舶運賃の船員の給与基準の設定及び船舶運賃の役員に對する特別手当の支給に関する法律におきましては、「船舶運賃に雇用される船員の給与基準は、政府職員の新給与実施に関する法律に定める船員の給与の例に準じて定めなければならない」と規定されており、経済安定本部設置法に於いては、その附則第六項で「左に掲げる法令中各省各庁の長又は各庁の長のうちには、経済安定本部総裁を、各省各庁のうちには、経済安定本部を含むものとする。」旨規定し、その左に掲げる法令中に「政府職員の新給与実施に関する法律」を掲げております。また国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律には、その第一条に「政府職員の新給与実施に関する法律に規定する外、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する」という

規定と、第二条の「手当額算定基準の第四項に「職員に對する月給及び扶養手当の月額は、政府職員の新給与実施に関する法律の定めるところによる。」という規定とがござります。

以上申し上げましたところの各法律中に引用せられておる「政府職員の新給与実施に関する法律」という部分は、それ／＼これを「一般職の職員の新給与に関する法律」と置きかえなければならぬものと思われましますので、その規定の整理をいたさんとするものであります。なお一般職の職員の新給与に関する法律の施行にあわせまして、この法律も同じく四月一日から適用するよう規定いたしました。

何とぞすみやかに御審議の上、可決いたされんことを希望いたします。

○星島委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。引続き質疑に移ります。松澤兼人君。

○松澤委員 ただいま御説明になりました一般職の職員の新給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきましては、大体において異議はないわけでありまします。これはいざいざ討論もしくは採決の場合において、その意思が表示されると思つて、前回の人事委員会におきまして、増田官房長官に對し、同僚の成田委員及び私から御質問申し上げました公団の退職金の問題につきまして、その後官房長官におきましても、あるいは御研究になつたかと存するのであります。前回の質疑応答の中におきましては、官房長官の御答弁の中に、多少あいまいな点もあつたと思つております。それは政令二百六十四号の中において、自発的退

職者とそうでないものとの間に開きがあるから、優遇する方法を考えればいいではないかというような話があるが、ありまして、その上に成田君及び私から、いや問題はそうでなくして、政令二百六十三号すなわち定員法に關連いたしまして、行政整理による退職者が、出た場合に、それに対する退職金として規定いたしました二百六十三号による、あるいはその同一の内容の退職金を支給してもらいたいということが、われ／＼の希望であるのだということをお申し上げ、これに對しても官房長官は、同感である旨を答へられ、さらにその上に、三月三十一日をもつて解散される公団があるのだが、それに対する退職金が支給されるようになったとすれば、それ／＼の希望であるのだとす

支給するかどうかという点を、さらにお伺いたしましたところ、それも行政整理と同じ取扱にしたいという御答弁があつたのであります。多少あいまいに感じましたので、私が最後に、速記録によりますと、それでは二百六十四号が、自己の意思に基く自発的な退職の場合と、そうでなく退職せしめられる場合と、二通りにわけて、今回の場合はもちろん自発的な退職ではないのだから、優遇するという意味では、なく、今回三月三十一日退職される者も、政令二百六十三号の規定の内容による退職金を支給されるよう、極力努力する、という増田官房長官の御答へであります。もう一度確かめておきたいと思つて、増田官房長官は、さうでございます。さういふ結論が出ておるのであります。従つて私も、二百六十四号の中において、自発的退

職でない、退職せしめられる場合の優遇という意味ではなく、行政整理による退職、すなわち二百六十三号の内容による退職金の支給と、それから選及支給、この二つの点を増田官房長官に質問し、かつお願いしておつたわけでありまします。官房長官はその後御調査なすつていらつしやると存するのであります。もう一度重ねてこの点について御答弁願ひたいと存するのであります。

○増田国務大臣 松澤君にお答へ申し上げます。私が確かに内容を知らずして答へたのではないかと、さうな御親切な御想像のもとに質問されまします。それ／＼の御想像の通り、去年の行政整理の、あの一年勤務した者は一箇月半やる。あの特別のわくがもうあつたときの法令は、御承知の通り失効いたしております。あの法令を生かして来て、今度公団が廃止されるその職員に對して適用するということに持つて、私は実は考へて、認識を明確に持つて、さうしてその前提に立つて、お答へしたのではなかつたので、その点は非常に私は恐縮に存じております。

まず第一に三つあると思つて、自己の意思に基いて退職した者は、一年に於いて十五日分、それからさうでない分、行政整理でやめる一般国家公務員は二十五日というのがあります。それから去年の九月三十日まで退職した二十六万五千人の退職者に對して適用したあの法令はあつたとき限りでありまして、今日は法令としては存在しておりません。従つて私がお答へし

たことは、二百六十四号の中において、自発的退職者とそうでないものとの間に開きがあるから、優遇する方法を考えればいいではないかというような話があるが、ありまして、その上に成田君及び私から、いや問題はそうでなくして、政令二百六十三号すなわち定員法に關連いたしまして、行政整理による退職者が、出た場合に、それに対する退職金として規定いたしました二百六十三号による、あるいはその同一の内容の退職金を支給してもらいたいということが、われ／＼の希望であるのだということをお申し上げ、これに對しても官房長官は、同感である旨を答へられ、さらにその上に、三月三十一日をもつて解散される公団があるのだが、それに対する退職金が支給されるようになったとすれば、それ／＼の希望であるのだとす

支給するかどうかという点を、さらにお伺いたしましたところ、それも行政整理と同じ取扱にしたいという御答弁があつたのであります。多少あいまいに感じましたので、私が最後に、速記録によりますと、それでは二百六十四号が、自己の意思に基く自発的な退職の場合と、そうでなく退職せしめられる場合と、二通りにわけて、今回の場合はもちろん自発的な退職ではないのだから、優遇するという意味では、なく、今回三月三十一日退職される者も、政令二百六十三号の規定の内容による退職金を支給されるよう、極力努力する、という増田官房長官の御答へであります。もう一度確かめておきたいと思つて、増田官房長官は、さうでございます。さういふ結論が出ておるのであります。従つて私も、二百六十四号の中において、自発的退

職でない、退職せしめられる場合の優遇という意味ではなく、行政整理による退職、すなわち二百六十三号の内容による退職金の支給と、それから選及支給、この二つの点を増田官房長官に質問し、かつお願いしておつたわけでありまします。官房長官はその後御調査なすつていらつしやると存するのであります。もう一度重ねてこの点について御答弁願ひたいと存するのであります。

たのは、國家公務員並の扱いはしなく  
てはいかぬ。公平の原則から申しても  
そりうことはいかぬ。こういふよう  
な意味合いでお答えしておりました。

その点認識に不足があつた点はきつめ  
て明瞭にこれは認めまして、恐縮の意  
を表わすのであります。ところで今度  
は問題をかえまして、しからばあの政  
令二百六十三号は失効しておるけれど  
も、今度公団が廃止された結果、退職  
せざるを得なくなつた職員に対する処  
遇は、去年の九月三十日までによめた  
人と同様にしておるが常識ではない  
か。また公平の原則にも合ひるのではない  
かといふようなお立場からの御質問  
に対しては、私はあらためてお答え申  
しますが、原則的に同感でございます。

す。やはり公団が廃止されたといふこ  
とは、役所がなくなつたのと同じとし  
て、去年の九月三十日までに行政整理  
の結果やめた人と似ておる。安本なり  
その他の役所が、経済統制の縮小に伴  
つて相当整理されますけれども、まだ  
役所自体がなくなつたといふわけでは  
ないのです。國家公務員とは多少処遇  
をかえてもいいのではないかと。ことに  
松澤さんの御承知のごとく公団職員  
は、まだ三年は勤めておりませ  
ん。といふのは公団ができてからまだ  
三年たつていないからであります。で  
ございませぬから、できるならば去年制  
定されました、しかして現在は失効い  
たところの政令二百六十三号  
と同様なものを、関係方面においても  
お認め願ひたいといふような意味で折  
衝はいたしております。ただそりうする  
といふことを宣言するやうな意味で、  
この際確約は申しかねますけれども、  
努力をいたしておるといふことをもつ

て、御了承願ひたいと思ひます。  
○松澤委員 前段の認識不足であつた  
といふことに対する釈明は承りました  
ま。多少私どももその当時質疑応答  
している間に、そりう点があつたの  
ではないかと思つて、最後念を押し  
たのでありますが、この点はまことに  
残念であります、しかししたがいまの  
官房長官のお話では、公団の退職は解  
散によるものであつて、それは行政整  
理と同じように取扱わなくてはなら  
ないし、そりう点から折衝してはなら  
ないし、お話しは、私としましては非常  
に感  
謝しているわけでありまして、さらにそ  
りう御努力をせひやつて、目的を完  
徹するやうにいたしていただきたいこ  
とと、それから承りまするところによ  
りますと、定員法の改正の問題などが  
ありますが、これははたしてこの国会  
にお出しになるお考えであるのかど  
うかといふ点と、それからこの定員法  
の改正による退職金の額になるのかど  
うか、あるいは昨年と違つて二百六十四  
号の内容で支給されるのかといふ、二  
つの点の御見解を明らかにしていただ  
きたいと思ひます。

○増田国務大臣 定員法の改正は追つ  
て国会に提案したいと思つており  
ます。但し実際に出血すると思はま  
りいたしたくない。定員関係から申し  
ますと、千九百五十名現在の定員から  
減るだけあります。それから退職  
した者はもとより出て来ると思ひます  
が、その場合は政令二百六十四号一年  
二十五日分、あつて行くことと考  
えております。

○松澤委員 それでは同じ定員法の関  
係で退職になります者が、昨年は二百  
六十三号で本年は二百六十四号といふ  
ことになる、そこでやはり公平の原  
則といふことから言つて、不公平にな  
りはしないかと思ひますが、  
それはどういふわけではあります、  
四号で、昨年は二百六十三号といふこ  
とになるのでありますか。

○増田国務大臣 これはそれだけ予算  
もつてございませぬし、それから大  
幅な整理でもございませぬから、そり  
ういたしたわけでもございませぬ、  
幅な整理とかいふような場合がかりに  
あるとすれば、そのときはやはり去年  
の九月三十日までに退職した職員に  
対する処遇と同様の処遇をすべき  
もので  
ある、こう考えております。

○松澤委員 これはどう考えてみまし  
ても、大きいか小さいかといふことは  
量的な問題でしょうが、退職せしめら  
れる者から考へれば、結局去年と今年  
とはちつとも相違がないのでありま  
す。整理されるという事実はまつた  
として、同一なものでありまして、  
職金の支給に相違があるといふこと  
は、どうしても解せないものであり  
ます。整理の都合で定員が千九百五十  
と今おつしやつたのでありますが、そ  
れだけ減らすといふことであれば、そ  
れに対して優遇の道を開くことは当然  
であつて、その間に差別があるべきで  
はないと思ひます。予算がな  
ければ予算をおとりになるという方法  
をとつて、昨年と同じ取扱ひにすべき  
であると思ひます。

なおそれに関連いたしましたして、先  
ほど申し上げました公団の退職金の問  
題も、それと同じやうに二百六十三号の  
精神でもつて退職金を支給することが  
妥当であるし、またそりうなければなら  
ないと思ひます。政府の善処方をお願ひいたしましたして、  
私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○星島委員長 他に質疑はありません  
か。――別に質疑もないやうでありま  
すから、本案に対する質疑はこれにて  
終了いたしました。

ただいまより本案につき、討論を省  
略してただちに採決を行います。本案  
を原案の通り可決するに御異議はあり  
ませぬか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○星島委員長 御異議なしと認めま  
す。よつて本案は原案の通り可決  
いたしました。  
この際本案に関する委員会報告書に  
ついでお諮りいたします。これは先例  
によりまして委員長に御一任願ひたい  
と思ひますが、これに御異議ありませ  
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○星島委員長 御異議なしと認めま  
す。よつて委員長に御一任をいた  
すものと決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は公  
報をもつてお知らせすることにいた  
します。

本日はこれにて散会いたします。  
午後三時九分散会

〔参照〕  
一般職の職員の給与に関する法律の  
制定施行に伴う関係法律の整理に  
関する法律案（内閣提出）に関する報  
告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

第一類第二号 人事委員会議録第十九号 昭和二十五年四月十八日

三

昭和二十五年五月一日印刷

昭和二十五年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所